

6 東日本大震災支援本部員会議について

1 本部員会議の運営

東日本大震災の発生を受け、県では平成 23 年 3 月 14 日に「東日本大震災支援本部」（本部長 知事）を設置し、平成 27 年度までに本部員会議を 23 回開催して、さまざまな支援を行ってきました。

平成 28 年度は 4 回の開催を予定しており、派遣職員の活動報告を通して被災地の状況把握にも努め、引き続き全庁的な連携を図りながら支援・交流を行っていきます。

2 平成 27 年度の取組（主なもの）

(1) 人的支援

○ 県職員（派遣期間：27. 4. 1～28. 3. 31）

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1 名
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	総合土木	1 名
	道路・河川等の災害復旧業務等	総合土木	1 名
	災害復旧に伴う住宅等新築にかかる建築確認業務等	建築	1 名
岩手県	水道施設復旧業務	電気	1 名
福島県	観光業務	一般事務	1 名
計			6 名

※ 平成 26 年度末までの派遣累計は、期間の長短合わせて 595 名

○ 警察官

派遣・出向先	業務内容	所属	人数	期間
福島県	機動隊業務	機動隊	67 名	H27. 9. 8～H27. 9. 27
	警察業務	警察署	2 名	H27. 4. 1～H28. 3. 31
計			69 名	

※ 平成 26 年度末までの累計は、期間の長短合わせて 1,915 名

(参考)

職種	延べ人数	備考
市町職員	12 名	平成 26 年度末までの派遣累計は 743 名
消防職員	—	平成 23 年 3 月末までに救助活動・火災対応等のため 346 名派遣

(2) 被災地への支援・交流

- 東日本大震災五周年追悼式の実施（防災対策部）
- 東日本大震災被災地派遣職員活動記録集追補版の作成（防災対策部）
- 東日本大震災5年復興・交流イベントの開催（防災対策部・教育委員会）
- 久慈市と県内のグリーン・ツーリズム実践者等の相互交流（農林水産部）
- 各種イベント等で被災地の物産振興、観光PR（環境生活部、農林水産部、雇用経済部）
- 気仙沼市及び南三陸町へスクールカウンセラーを派遣（教育委員会）
- 「学校防災交流事業」での中高生による被災地との交流（教育委員会）

(3) 県内避難者への支援

- 避難者の総合相談窓口機能（防災対策部）
- ホームページで生活関連情報の提供（防災対策部）
- 被災県、ボランティア団体等からのお知らせを、市町を通じて避難者へ配布（防災対策部）
- 避難者への住宅の提供（総務部・健康福祉部・県土整備部・教育委員会・企業庁）
- 斎宮歴史博物館、美術館の招待状を配布（環境生活部）

3 平成28年度の取組予定（主なもの）

(1) 人的支援（平成28年4月以降の派遣人数）

- 県職員（派遣期間：28.4.1～29.3.31）

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	災害復旧業務	土木	1名
	都市計画法に基づく開発行為等に関する業務	建築	1名
岩手県	水道施設復旧業務	電気	1名
福島県	観光業務	一般事務	1名
			計 6名

- 警察官

派遣・出向先	業務内容	所属	人数	期間
未定	機動隊業務	機動隊	未定	未定
福島県警察	警察業務	警察署	2名	28.4.1～29.3.31

(参考) 市町職員

派遣先		延べ 人数	派遣元市町
県	市町村		
宮城県	石巻市	4名	鈴鹿市、伊賀市、菰野町(2名)
	山元町	1名	津市
岩手県	陸前高田市	1名	松阪市
福島県	相馬市	2名	菰野町
	新地町	1名	四日市市
計		9名	

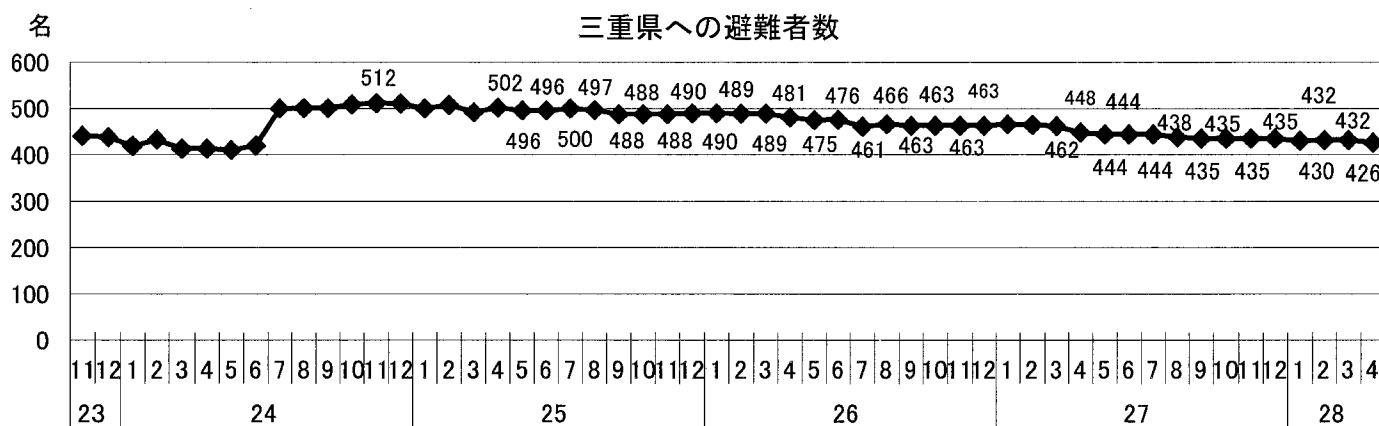
(2) 被災地への支援・交流

- 東日本大震災六周年追悼式の実施（防災対策部）
- 東日本大震災被災地派遣職員活動記録集追補第2版の作成（防災対策部）
- 久慈市とのグリーン・ツーリズムを通じた交流（農林水産部）
- 各種イベント等で被災地の物産振興、観光PR（農林水産部・雇用経済部）
- 中学生及び高校生等の被災地訪問（ボランティア活動、交流学习等の実施）（教育委員会）
- スクールカウンセラーの派遣（教育委員会）

(3) 県内避難者への支援

三重県への避難者数（平成28年4月末現在）

岩手県 102名 宮城県 60名 福島県 170名 茨城県 65名 その他 29名
計 426名（141世帯）



※ピークは、平成24年11月末現在の512名

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合 計
桑名市	0名	0名	14名	0名	3名	17名 (7世帯)
四日市市	99名	25名	51名	59名	15名	249名 (69世帯)
菰野町	0名	0名	1名	0名	0名	1名 (1世帯)
鈴鹿市	1名	13名	12名	0名	0名	26名 (10世帯)
亀山市	0名	4名	15名	0名	0名	19名 (7世帯)
津市	0名	3名	32名	0名	6名	41名 (14世帯)
松阪市	0名	3名	20名	0名	0名	23名 (10世帯)
多気町	0名	0名	0名	4名	0名	4名 (1世帯)
伊勢市	1名	6名	18名	0名	2名	27名 (10世帯)
鳥羽市	0名	1名	0名	0名	0名	1名 (1世帯)
志摩市	1名	2名	0名	0名	0名	3名 (2世帯)
南伊勢町	0名	1名	0名	2名	0名	3名 (2世帯)
伊賀市	0名	2名	3名	0名	0名	5名 (2世帯)
名張市	0名	0名	1名	0名	1名	2名 (2世帯)
尾鷲市	0名	0名	3名	0名	2名	5名 (3世帯)
合計	102名	60名	170名	65名	29名	426名 (141世帯)

- 避難者の総合相談窓口機能（防災対策部）
- ホームページで生活関連情報の提供（防災対策部）
- 被災県、ボランティア団体等からのお知らせを、市町を通じて避難者へ配布（防災対策部）
- 避難者への住宅の提供（総務部・健康福祉部・県土整備部・教育委員会・企業庁）

7 三重県の地震・津波対策及び風水害対策について

1 三重県新地震・津波対策行動計画の推進について

「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」に基づく県の実施計画として、平成26年3月に公表した「三重県新地震・津波対策行動計画」について、現在、関係部局がその着実な実施に取り組んでいるところです。

本計画については、毎年、関係部局から取組状況の報告を受け進捗管理を行うこととしており、現在、平成27年度の実績の把握と検証を進めています。特に、平成27年度は、5か年の行動計画の中間年にあたることから、中間目標についても、現在、確認を進めています。防災・減災対策を着実に推進し、本計画で打ち出した「防災の日常化」の定着を図っていきます。

特に、平成27年度は、本計画の「選択集中テーマ」の一つである、「三重県復興指針」を、東日本大震災の被災地の復興事例などを参考に策定しました。これは、本県に震災が実際に発生した際、復興方針とこれに続く復興計画をすみやかに策定し、甚大な被害から早期の復興を図るため、同方針や同計画への記載項目や内容などについて事前に整理を行ったものです。

平成28年度は、①災害応急活動の具体的な内容を定める「三重県南海トラフ地震活動計画(仮称)」の策定手順の検討や資料収集、②平成29年度末完成に向けた広域防災拠点(北勢拠点)の整備推進、③新たな防災情報プラットフォームの構築などの実施を予定しています。

また、本計画の「選択集中テーマ」の一つで、平成27年度に基本構想の策定を予定していた、地震・津波観測監視システム「DONET」を活用した「津波予測・伝達システム」については、伊勢志摩サミットの開催が決定したため、計画を前倒しして整備を実施し、平成28年5月から運用を開始しました。サミット終了後は、関係市町と連携して津波避難対策が課題とされている東紀州地域など、県南部地域へのシステムの展開を検討します。

2 三重県新風水害対策行動計画の推進について

「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」に基づく県の実施計画として、平成27年3月に公表した「三重県新風水害対策行動計画」についても、現在、関係部局がその着実な実施に取り組んでいるところです。

本計画についても、毎年、関係部局から取組状況の報告を受け、進捗管理を行うこととしており、現在、平成 27 年度の実績の把握と検証を進めています。平成 27 年度は 3 か年の行動計画の初年度にあたります。

なお、平成 28 年度は、①台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための対策として、「三重県版タイムライン(仮称)」について、平成 29 年度中の策定に向け、検討を進めます。また、②局地的大雨などの風水害対策として、「消防団と自主防災組織の連携強化」などを通じて、自助・共助の取組を促進します。

なお、本計画の多くの対策項目が、三重県新地震・津波行動計画と重なっていることから、両計画の進捗管理を一体的に進め、総合的な防災・減災対策を推進することで、両計画がめざす「防災の日常化」の定着を図っていきます。

3 次期行動計画について

「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」については、いずれの計画も平成 29 年度を目標年としています。前述したとおり、両計画の多くの対策項目が重なっていることから、平成 29 年度に策定を予定している次期行動計画は、地震・津波対策と風水害対策を一体化し、総合的に防災・減災対策を推進する行動計画とする予定です。この次期行動計画については、平成 28 年度中に、計画の基本的な考え方、策定のスケジュールを整理していきます。

8 地域防災力の向上について

1 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」について

三重県と国立大学法人三重大学は、平成26年4月1日に、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター設置に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、県と三重大学が相互に連携し、防災に関する人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的に「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター（以下「センター」という。）」を設置しました。

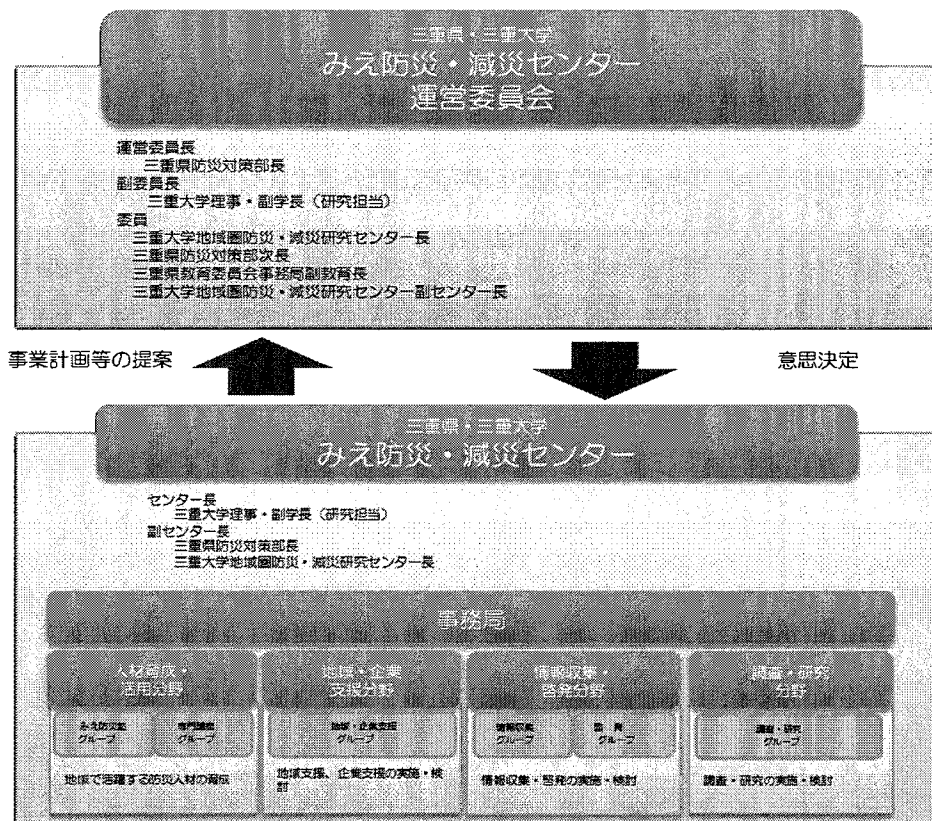


図1 センター運営体制

(1) 平成27年度の主な事業概要

ア 人材育成・活用事業

即戦力としての活用を目指した人材育成と、その活用促進を目的とした事業を行っています。

① 市町防災担当職員を対象とした防災講座

- ・受講者数：のべ141名

(20市町、6地域防災総合事務所・地域活性化局)

② 自主防災組織リーダー人材育成講座

- ・3会場（鈴鹿、松阪、尾鷲）で開催
- ・受講者数：105名

③ 専門職防災研修

- ・修了者数 23名（医療・看護）（保健・福祉・介護）、30名（消防団）

④ みえ防災コーディネーターの新規育成

- ・認定者数：45名

⑤ 体験型防災学習実践研修会

- ・5会場（鈴鹿市立旭が丘小学校、津市立高茶屋小学校、伊勢市立倉田山小学校、名張市教育センター、尾鷲市立尾鷲小学校）で開催
- ・受講者数：101名

⑥ みえ防災さきもりコース、みえ防災聴講コース、みえ防災コーディネーターコース

- ・修了者数：みえ防災さきもりコース 9名
みえ防災聴講コース 25名
みえ防災コーディネーターコース 16名

⑦ 防災人材の活動支援

地域の防災力向上に資する人材の活用を目的として、防災・減災に関する知識や経験、技能を有するみえ防災コーディネーター等を登録する制度（「みえ防災人材バンク」）を創設し、運用を行いました。

- ・登録者数：124名、活動件数：91件

イ 地域・企業支援事業

地域や企業等を支援するための相談窓口の運用と、多様な主体の交流により地域防災力を向上させることを目的とした事業を行っています。

① 相談窓口の設置と運用

- ・相談件数：105件（うち地域支援相談 12件、企業支援相談 33件、市町等支援相談 39件、その他 21件）

② みえ企業等防災ネットワークの運営

- ・BCP普及分科会
現在4社のBCP策定支援を行っています。
- ・地域別企業防災研修：3会場（四日市、津、伊勢）
受講者数：123名
- ・全体会の開催（津） 参加者数：50名

③ 地域防災研究会

- ・参加者数：46名（津）

ウ 情報収集・啓発事業

県民の防災意識向上を目的として、啓発コンテンツを整備することや、防災啓発事業を企画、実施しています。

① みえ防災・減災アーカイブ

・平成27年4月28日公開 (<http://midori.midimic.jp/>)



図2 みえ防災・減災アーカイブ

② みえ風水害対策の日シンポジウム

- ・平成27年9月26日(土) いなべ市員弁コミュニティプラザ
- ・参加者数：175名

③ みえ地震対策の日シンポジウム

- ・平成27年12月6日(日) 紀北町東長島公民館
- ・参加者数：200名

④ 東日本大震災5年 復興・交流イベント

- ・平成28年3月5日(土) 津市リージョンプラザお城ホール
- ・参加者数：320名

エ 調査・研究事業

行政と研究機関が一体となった実践的な調査及び研究を実施しています。D O N E Tより得られる観測情報の効果的な活用方法の研究を含む「南海トラフ地震に関する調査研究」、「風水害像の『見える化』に関する調査研究」、「災害時要援護者支援に関する調査研究」等、実践的なテーマを選定し、研究を実施しました。

(2) 平成28年度の事業概要、取組方針

上記の平成27年度事業を継続し、より良い内容にブラッシュアップするとともに、下記のとおり新しい内容を取り入れた事業の展開を図ります。

ア みえ防災人材バンクの活用がより一層進むことを目的として、バンク登録者へのスキルアップ研修を実施します。

イ 健康福祉部と連携して、「地域別災害医療コーディネーター研修」を実施します。

ウ みえ防災・減災アーカイブは、平成26度は昭和東南海地震、平成27年度は伊勢湾台風に関する情報を中心に収集しましたが、平成28年度は紀伊半島大水害について、重点的に情報を収集します。

2 津波避難に関する三重県モデル及び避難所運営マニュアル策定指針の水平展開について

(1) 「津波避難に関する三重県モデル」について

東日本大震災における津波避難に関する課題を受け、津波避難を確実なものとするために、平成24年度に、住民一人ひとりの津波避難計画である「Myまっぷラン」を活用した取組を中核とし、災害時要援護者の避難対策の方向性や、自動車による避難、新たな津波避難施設・設備等について、これからの三重県における津波避難の基本的な考え方を、「津波避難に関する三重県モデル」として取りまとめました。

平成25年度からは、三重県モデルを活用した地域における津波避難計画作成の取組を県内地域に水平展開するため、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して、地域における実践的なワークショップなどへの実地支援や市町への財政支援を行っているところです。

この結果、平成27年度は、新たに熊野市の2地区や御浜町でも実施されるなど、合わせて6市町11地区が取り組みました。

(2) 「避難所運営マニュアル策定指針」について

東日本大震災における教訓を受け、平成24年度に、避難所運営に男女共同参画や障がい者、外国人等への配慮の視点を取り入れるなどの改定を行った「三重県避難所運営マニュアル策定指針」について、避難所単位の運営マニュアルの作成を推進するため、三重県モデルの水平展開と同様に、取組に対する実地支援を行った結果、平成27年度は、新たに熊野市の1地区や紀宝町でも実施されるなど、合わせて7市町20地区が取り組みました。

そのほか、熊野市において新たに「福祉避難所運営マニュアル」の作成が行われました。

(3) 今後の進め方について

平成28年度においても、これら取組が市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して取り組むとともに、みえ防災コーディネーターなど「みえ防災人材バンク」登録者を、これらの活動に積極的に活用して、県内各地域への水平展開を図ります。

9 災害対策活動体制の充実・強化について

発生が危惧される南海トラフ巨大地震や近年巨大化する台風に備えるため、平成 23 年 3 月の東日本大震災及び同年 9 月の紀伊半島大水害の教訓をふまえ、災害対策本部の体制を見直し機能強化を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その体制の検証を行うことにより、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制の整備を進めています。

また、災害発生時の応援・受援のための広域連携の重要性が高まっていることから、南海トラフ地震発生時の活動体制を検討するとともに、大規模災害に対する応急対策の活動拠点として、広域防災拠点施設の整備を進めます。

さらに、運航開始から 23 年を経過した防災ヘリコプターを、今年度末までに更新します。

1 三重県災害対策本部体制の機能強化

(1) 三重県災害対策本部体制

ア 災害対策本部（「参考 1」参照）

災害対策本部の組織体制について、危機管理統括監のもと全庁が一体的となって災害対策を行うことができるよう、平成 24 年度から「災害対策統括部」を設置することを中心とした見直しを行いました。

「災害対策統括部」は、危機管理統括監を統括部長とし、統括部長の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における本部長（知事）の意思決定を支援するものとし、次のような組織体制としました。

- (ア) 災害対策統括部に、対応方針立案や関係部局との調整を行う「部隊」を設置
- (イ) 総括部隊に、各救助機関と総括部隊とのハブ機能を担う「救助班」を設置
- (ウ) 総括部隊に、情報収集、市町支援等人的支援体制の確立を目的とした「派遣班」を設置
- (エ) 臨機応変に対応検討等を行うための「災害対策統括会議」を設置

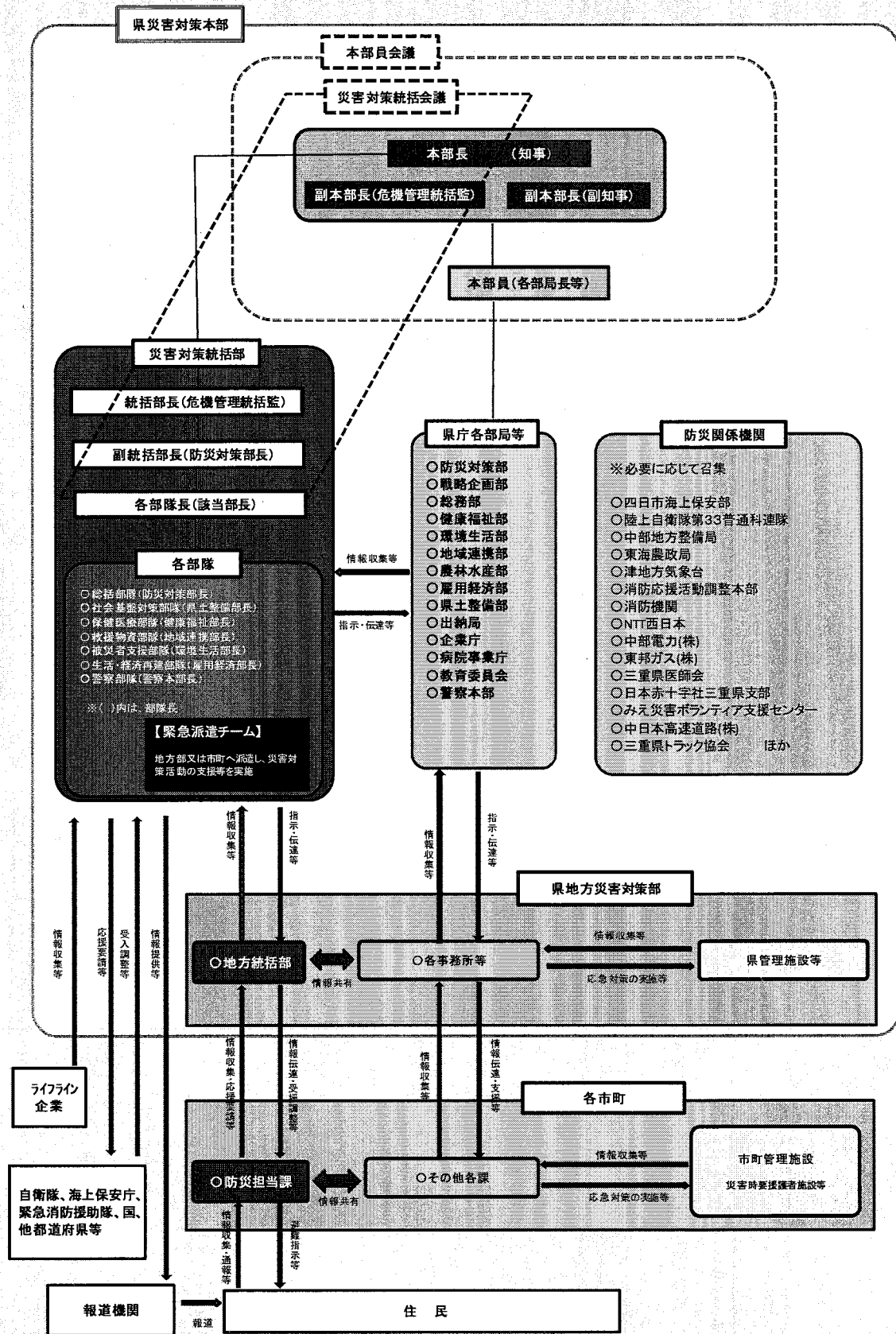
イ 地方災害対策部（地方部）（「参考 2」参照）

災害対策本部の組織体制について、災害対策本部組織との整合性及び地域機関の見直しをふまえ、平成 24 年度に次のとおり見直し、平成 25 年度から新体制での活動を実施しています。

- (ア) 地方統括部の創設（総括班の充実・強化）
- (イ) 派遣チームの創設
- (ウ) 地方部調整会議の創設

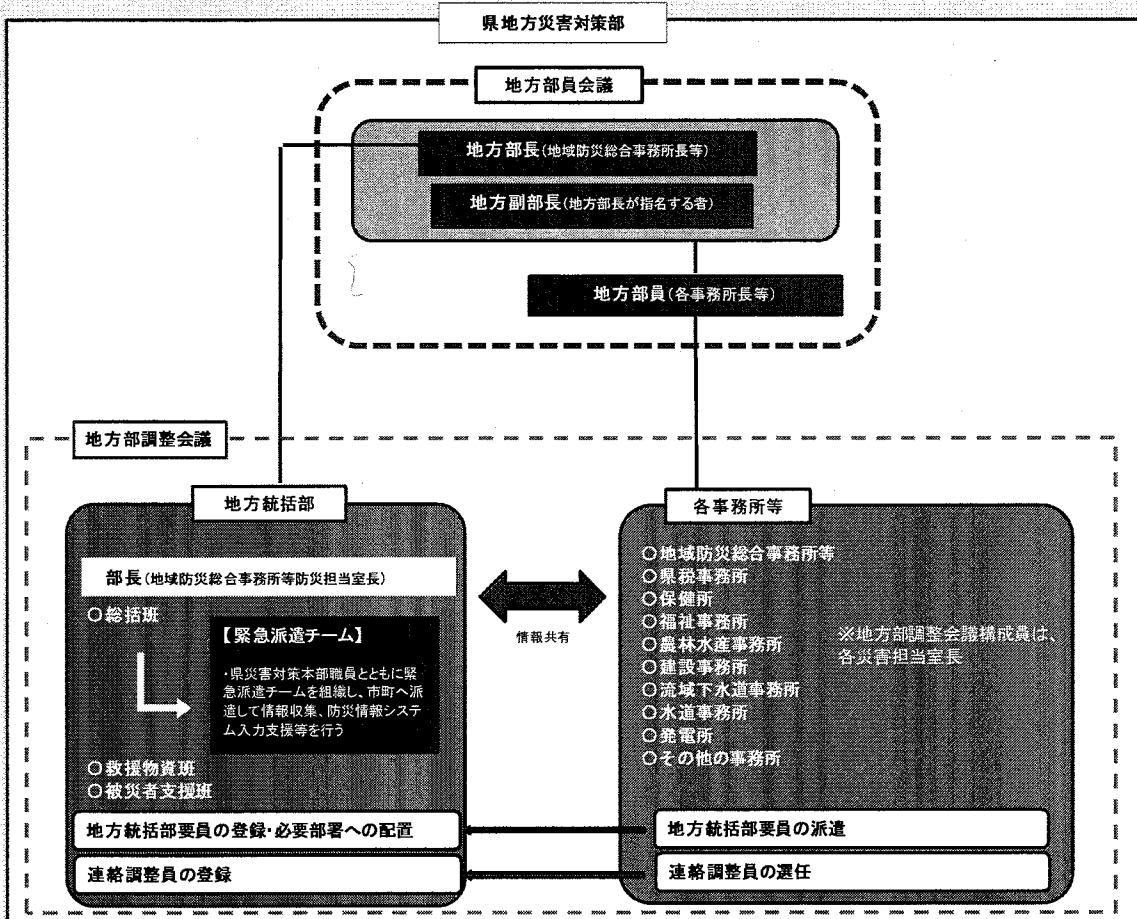
(参考1) 災害対策本部組織図(本部) ※非常体制時

県災害対策本部組織図(非常体制時)



(参考2) 地方災害対策部 (標準例)

県地方災害対策部組織図(標準例) ※各地方部ごとの体制は、それぞれの地方部において定める。



- ※ 平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資対策、被災者支援対策等地方統括業務を実施する職員を派遣する。
- ※ 平時関連業務(社会基盤対策、保健医療対策)を行う事務所は、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。
- ※ 地方統括部各班及び各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。

(2) 平成 27 年度三重県災害対策本部設置の状況

平成 27 年度は、災害対策本部を 17 回設置し、災害対策活動を実施しました。特に台風接近の際には、津地方気象台の協力を得て、台風の進路や降雨の見込みについて各部や地方部、市町と情報を共有したほか、随時、災害対策統括会議を開催し、緊急派遣チームの派遣を決定するなどの活動を行いました。

災害名	設置月日	主な被害	備考
紀勢・東紀州地域における暴風(台風第 6 号)	5 月 12 日	なし	
中部地域における大雨	6 月 9 日	なし	
県内全域における大雨(台風第 11 号)	7 月 16 日	軽傷 5 人、床下浸水 1 棟、道路 17 ヶ所、河川 31 ヶ所、崖くずれ 2 ヶ所	緊急派遣チーム 8 人 地方部派遣チーム 9 人
中部地域における大雨	8 月 6 日	なし	
県内全域における大雨	8 月 17 日	一部破損 4 棟、床上浸水 4 棟、床下浸水 43 棟、河川 1 ヶ所、崖くずれ 3 ヶ所	
県内全域における大雨(台風第 15 号)	8 月 25 日	軽傷 2 名、一部損壊 11 棟、床上浸水 20 棟、床下浸水 112 棟、河川 109 ヶ所	
北部地域及び伊勢志摩地域における大雨	8 月 28 日	なし	
北部、南部地域における大雨	8 月 28 日	床下浸水 1 棟	同一日 2 回目
北部地域及び伊勢志摩地域における大雨	8 月 30 日	なし	
南部地域における大雨	9 月 6 日	なし	
県内全域における大雨(台風第 18 号)	9 月 8 日	一部破損 1 棟、床上浸水 24 棟、床下浸水 170 棟、崖くずれ 21 ヶ所、道路 19 ヶ所、河川 38 ヶ所	緊急派遣チーム 6 人 地方部派遣チーム 2 人
伊勢志摩地域における大雨	9 月 9 日	なし	
伊勢志摩地域における大雨	9 月 17 日	なし	
伊勢・三河湾及び三重県南部における津波	9 月 18 日	なし	
南部地域における大雨	9 月 25 日	道路 2 ヶ所、河川 1 ヶ所	
南部地域における大雨	12 月 11 日	一部破損 11 棟	
北部地域における大雪	1 月 25 日	なし	

2 防災訓練の実施

(1) 概要

東日本大震災および紀伊半島大水害の教訓をふまえ、即応型のより実践的な訓練を実施することにより、県民の防災活動に関する意識の高揚を図るとともに、市町や防災関係機関と連携して、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制を整備します。

(2) 平成28年度防災訓練の基本的な考え方

近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、県・市町・防災関係機関等が連携した実践的な実動訓練および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練等を通じて、実践的な災害対応力の積み重ねを図ります。

また、これら訓練を行うことにより、災害対策本部活動、地域防災計画などの検証と改善を行います。

(3) 主な訓練内容

ア 三重県・津市総合防災訓練（実動訓練）

地域の災害特性、住民参加、関係機関との連携強化の視点をふまえつつ、実際の災害対応において活動する場所、実動可能な人員、施設、資機材、各種協定等を活用する実践的な機能別訓練を、津市と共同で実施します。

日 時：11月13日（日）

場 所：津市内

テーマ：被災者支援拠点機能の充実

イ 図上訓練

これまでの検証で明らかになった課題に対し、機能別対応能力の着実な向上を図るとともに、関係機関との連携強化を推進しつつ、組織的な活動能力の向上を図ります。

今年度は、救助・医療・道路、救援物資の機能別訓練および総合図上訓練を行います。

ウ 他府県等と連携した訓練

近隣府県との災害応援協定等に基づき、災害時の連携強化を図るため実施します。

- ・自衛隊防災訓練（南海レスキュー28） 7月5日（火）から10日（日）まで
- ・中部ブロック協議会 広域連携防災訓練（実動訓練） 9月1日（木）頃
- ・近畿府県合同防災訓練（奈良県） 10月23日（日）頃
（近畿ブロック緊急消防援助隊合同訓練）
- ・中部9県1市広域災害時等応援協議会 情報伝達訓練 時期未定
- ・関西広域応援訓練（図上訓練） 時期未定

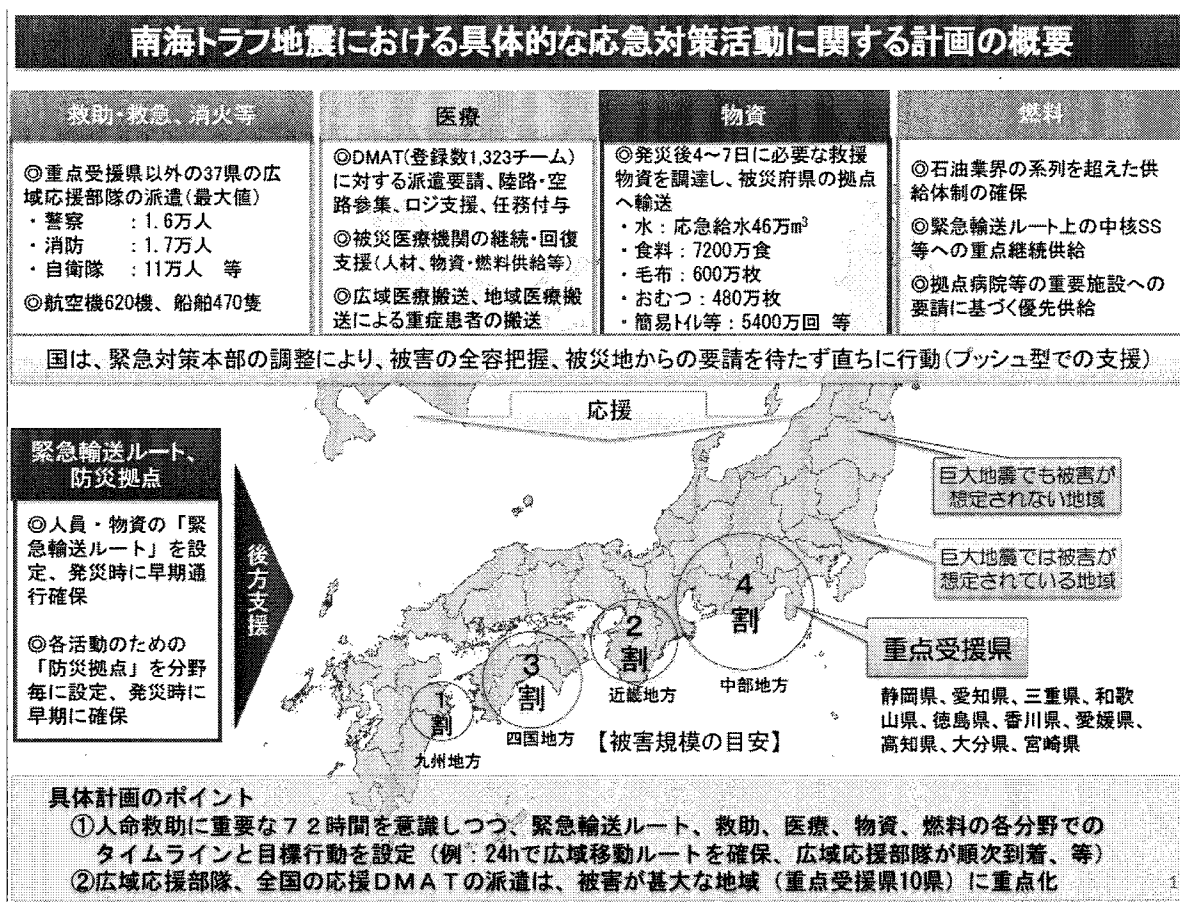
3 南海トラフ地震への対応について

(1) 「三重県南海トラフ地震活動計画（仮称）」策定に向けた検討について

南海トラフ地震が発生した場合、国、地方公共団体等の各防災関係機関は、被害の全容の把握を待つことなく、被害を最小化するために、直ちに災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できる、地震発生後の具体的な活動内容を示した計画の策定が求められています。

ア 国の動向

国は平成27年3月に、救助・救急、消火活動、医療活動、物資調達、燃料供給に係る被災地応援の活動計画である「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下、「国具体計画」という。）」を策定したところです。



南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（概要）より抜粋

イ 「三重県南海トラフ地震活動計画（仮称）」の策定に向けた検討の着手

こうした国の動きを受け三重県として、南海トラフ地震発生時の具体的な活動内容を示した計画の平成29年度の策定に向けて、平成28年度から検討に着手したところです。

検討にあたっては、国具体企画と整合を図りつつ、また、市町等関係機関とも調整を図りながら、計画策定作業を進めていきます。

4 広域防災拠点（北勢拠点）の施設整備

大規模で広域的災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があります。

県では県内の5つのエリアごとに、順次、広域防災拠点の整備を進めており、平成26年度から北勢広域防災拠点を整備しているところです。

また、四日市市の新消防分署を北勢広域防災拠点内に併設する予定であり、新消防分署には屋上ヘリポートを設置することから、県と連携して整備を進めることとなりました。

(1) 場所 四日市市中村町地内（東名阪道四日市東インターチェンジ周辺）

(2) 面積 23,548㎡

(3) 役割

北勢地域は大規模災害時における広域応援部隊や救援物資輸送の三重県への玄関口という地理的特性を有していることから、北勢拠点には次のような役割が期待されています。

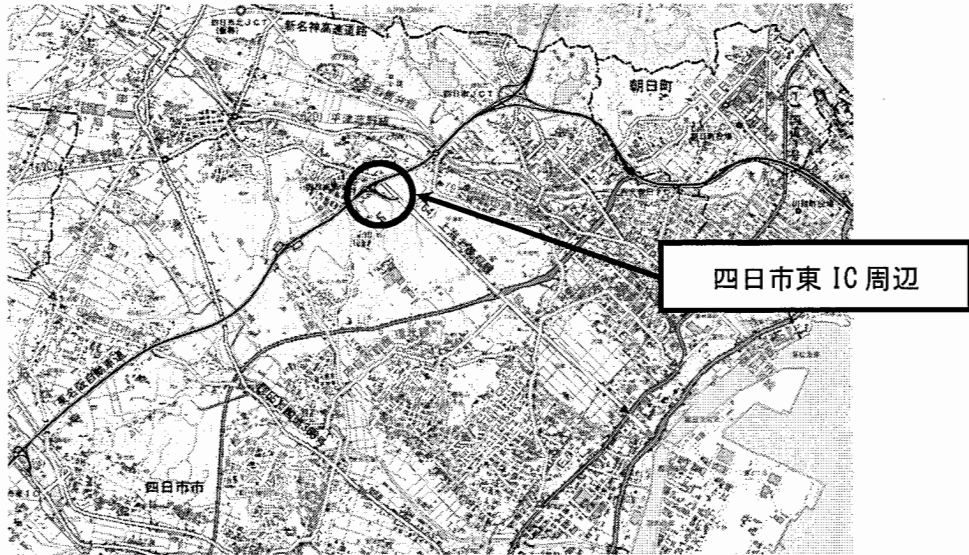
- ・北勢地域での役割……北勢地域における輸送、物資保管・集配、活動等の拠点
- ・全県を統括する役割…県外の広域応援部隊や救援物資等の受入・調整及び他の広域防災拠点の後方支援

(4) 整備スケジュール

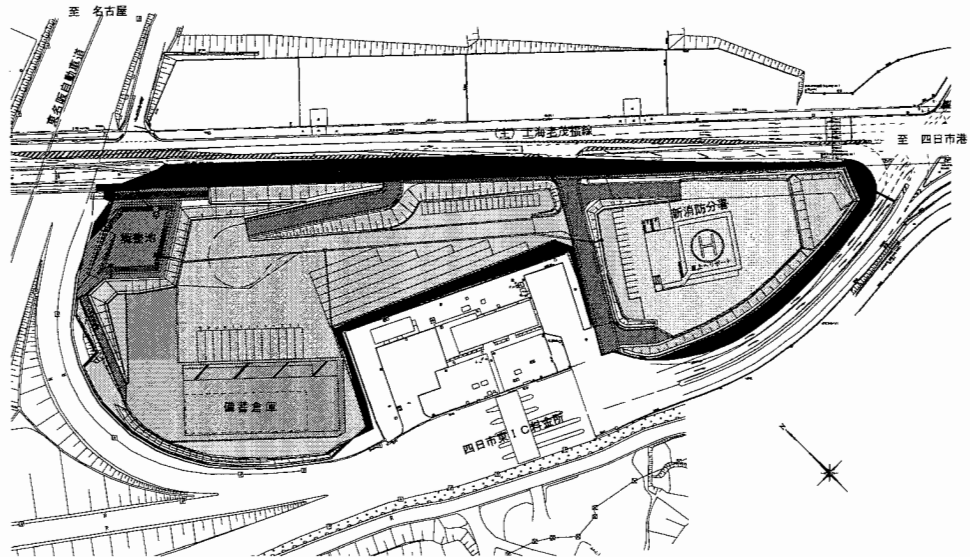
- ・平成27年度：造成工事
- ・平成28年度：土木構造物工事、備蓄倉庫建築工事、無線設備工事
- ・平成29年度：舗装工事、資機材整備

【平成28年度事業費】 885,110千円

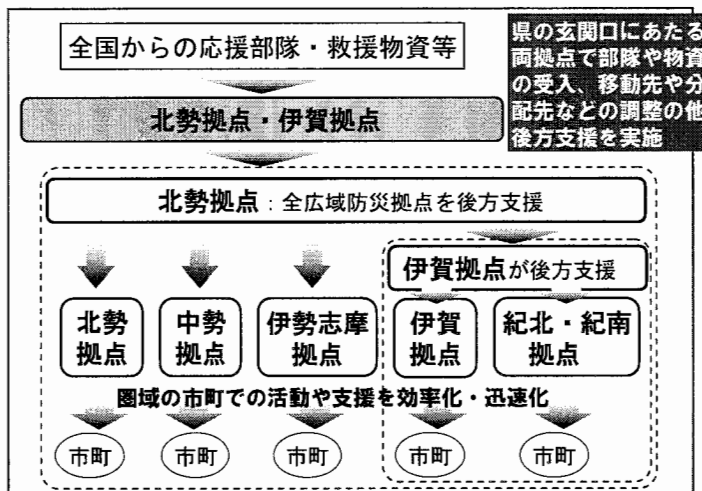
(位置図)



(計画図)



(広域防災拠点の位置づけ)



5 防災ヘリコプターの更新

防災ヘリコプター「みえ」の機体更新を行うとともに、防災活動の機能強化を図るため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備します。

導入する機体には、総務省消防庁が所管する緊急消防援助隊で活動するための装備である『動態管理システム』や、林野火災や遭難者の捜索等に活用する『赤外線カメラ』等の整備を行い、防災ヘリコプターの機能強化を図ります。

(1) 事業費 (H28 事業費 2,959,151 千円)

・機体整備関係	2,143,721 千円
機体本体 (H27～28 債務負担)	1,678,320 千円
整備専用工具、予備部品等	433,128 千円
試験飛行・機体保険等	32,273 千円
・ヘリコプターテレビ電送設備工事関係	815,430 千円
映像電送設備工事 (H27～28 債務負担)	776,995 千円
監理業務委託・映像共有設備整備工事等	38,435 千円

(2) スケジュール

・平成 28 年度	機体納入、試験飛行、資機材等購入 ヘリコプターテレビ電送設備工事等
・平成 29 年度	新機体による慣熟訓練の実施 新機体供用開始 (9 月予定)

10 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等について

本県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動手引書となるものです。

2 危機管理体制について

平成 24 年度から、多岐にわたるリスクに対して、より一層、的確な対応を図るため、危機管理に関して全庁を統括するとともに、危機発生時における各部局横断の強い指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置し、危機管理体制を強化しています。また、平成 25 年度には、地域における危機管理機能を強化するため、「危機管理地域統括監」を設置しています。

さらに、各部局等に「危機管理責任者」を配置し、「危機管理責任者会議」の設置により部局間の連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

危機発生時には、必要に応じて危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応します。

3 主な取組

(1) 危機・リスク情報の早期把握と対応

各部局等において、危機・リスク情報（県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や県の組織運営において県民の信頼を損なう事態の発生につながる恐れがある情報）を認知した場合には、危機管理統括監から知事へ迅速に報告を行うとともに、各部局等に対し、その処理対応について助言、調整等を行っています。

(2) 発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

本県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システムの要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じています。

(3) リスク情報等の活用

職員向けの庁内ホームページに危機管理に関する情報等を掲載するとともに、「危機管理リアルタイムメール」を配信し、全庁への情報共有を行うことにより、危機発生の未然防止を図っています。

(4) 危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組の改善を支援しています。

(5) 研修・訓練

- ア 新任所属長、新任班長を対象とする危機管理研修の実施
- イ 危機管理推進者、次長級職員を対象とした専門的な研修の実施
- ウ 課長等（本庁の課長及び地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施
- エ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

4 今後の対応方針

引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

また、各部局の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確な対応を行うよう努めます。

1 1 国民保護の推進について

1 国における関係法令等の整備について

平成 15 年 6 月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)が制定され、これを受け、平成 16 年 6 月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が制定されました。

また、平成 17 年 3 月に「国民の保護に関する基本指針」(基本指針)が閣議決定され、県が国民保護計画を作成する際の基準となるべき事項を定めた「都道府県国民保護モデル計画」が公表されました。

2 県・市町等のこれまでの取組

(1) 県の体制整備

- ・平成 17 年 3 月、「三重県国民保護協議会条例」、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急処理事態対策本部条例」、「災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」の公布、施行
- ・平成 17 年 4 月、三重県国民保護協議会の設置

(2) 県国民保護計画及び市町国民保護計画等の作成

- ・平成 18 年 3 月、県国民保護計画の作成
- ・平成 19 年 3 月末までに、全 29 市町が国民保護計画を、8 指定地方公共機関*が国民保護業務計画をそれぞれ作成
- ・平成 26 年 4 月に、三重県歯科医師会が国民保護業務計画を作成し、指定地方公共機関に指定

* 指定地方公共機関(平成 28 年 5 月現在: 9 機関)

一般社団法人三重県エルピーガス協会、伊勢湾フェリー株式会社、三岐鉄道株式会社、公益社団法人三重県バス協会、一般社団法人三重県トラック協会、公益社団法人三重県医師会、三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社、公益社団法人三重県歯科医師会

(3) 県国民保護対策本部活動要領等の作成

- ・平成 20 年 3 月、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における県国民保護対策本部の活動についての必要事項を定めた「県国民保護対策本部等活動要領」を作成
- ・平成 22 年 3 月、国民保護措置を実施するに当たっての具体的な行動内容や手続きについて整理した「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急処理事態対策本部事務局活動マニュアル」の作成
- ・平成 22 年度中に、すべての地方部において「県国民保護対策本部等地方部活動要領」を作成

(4) 県国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動措置の確認、関係機関相互の連携強化等、対処能力の向上を図るため、県国民保護計画に基づく訓練を実施しています。

平成 28 年度は国との共同図上訓練を実施（平成 29 年 1 月）する予定です。

(5) ^{ジェイ・アラート}J-ALERT*の整備

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段である J-ALERT が県内すべての市町に整備されています。

J-ALERT の全国一斉情報伝達訓練（年 1 回）の実施等により、市町の対応力の向上を支援しています。

*J-ALERT（全国瞬時警報システム）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

(6) 市町避難実施要領のパターンの作成支援

住民の避難措置の際、市町毎の主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すため、各市町は避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておく必要があります。これまで県から「市町避難実施要領の手引き」を市町に提供するなど、パターン作成に向けた支援を行い、現在、県内すべての市町において避難実施要領のパターンの作成が完了しています。

3 今後の予定

有事への対応をより迅速かつ的確に行うためには、引き続き、国民保護に関する訓練を積み重ね、対処能力の更なる研鑽に努めていく必要があります。

また、訓練の検証結果等を踏まえ、三重県国民保護計画、国民保護対策本部活動要領等の必要な見直しを進めます。